

厚生労働大臣が定める掲示事項

電子的診療情報連携体制整備加算について

城北診療所は、以下の体制を整えています。

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している医療機関である
- マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関である
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している

令和8年6月1日

愛媛医療生活協同組合 城北診療所